

令和7年度「まるもり地域ポイント」参加店舗募集要項

丸森町では、令和7年度「まるもり地域ポイント」事業実施要領（以下、実施要領という。）に基づく事業を実施するため、町が発行するデジタル地域ポイントを利用することができる参加店舗を募集します。事業の概要、参加店舗の要件及び申込方法については、実施要領及び本要項を御確認ください。

1 参加店舗の役割

本事業は、アプリ上で管理、利用が可能なデジタル地域ポイントを、アプリ登録した町民に付与するものです。宮城県事業と併せて実施します。

参加店舗は、1ポイントを1円として利用者の支払いを決済し、利用されたポイント分の金額が、後日、丸森町商工会（以下、商工会という）から店舗事業者へ精算されます（店舗事業者側に手数料は発生しません）。

店舗の準備は、宮城県が発行するQRコードを印刷してレジに設置することのみで、読取機器等の新規設置は不要です。また、精算金額は自動で集計されるため、請求手続等も必要ありません。

本事業は県事業と併せて実施するもので、申請する場合は、県事業への参加が必須となりますので、御注意ください。

2 申込方法

取扱店登録申請書を丸森町商工会に提出ください。

※令和6年度に本事業へ参加済の店舗は今年度新たにお申し込みしていただく必要はありません。

3 申込受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※令和7年度は上記期間中随時申込を受け付けます。なお、登録手続には最長で1か月半程度要します。

4 申込時の注意事項

（1）事業期間等

事業の内容（ポイント利用期間等）については、実施要領を御確認ください。

（2）申請及び精算単位

ポイントの精算は原則として店舗事業者ごととなりますので、申込は店舗事業者ごとに実施してください。なお、精算用口座が異なる等の理由で、店舗ごとの精算が必要な場合は、店舗ごとに個別の申請をお願いします。

本事業では利用者が店舗に設置されたQRコードをアプリで読み取り、ポイントを利用します。

QRコードは店舗ごとに発行します（例えば、施設内に複数のテナントがある場合、テナントごとに異なるQRコードを発行します）が、同一事業者が運営する異なる種類の売り場（食料品売場と衣料品売場等）については、ひとつの店舗とみなして同じQRコードを発行します。

（3）誓約事項

誓約事項に同意がない場合、参加店登録を行うことができませんので御注意ください。

5 申請後の流れ

申請後、町で申請内容の審査を行い、その後、参加店舗として登録を行います。

QRコードは、宮城県事業のQRコードと兼用となります。宮城県から順次QRコード台紙が郵送されますので、各事業者へ割り当てられたインターネットの管理画面からQRコードを印刷し、台紙に貼りつけて掲示してください。

6 参加店の責務

参加店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 「まるもり地域ポイント」事業実施要領を確認して事業の趣旨を理解し、要件を遵守すること。特に、実施要領でポイント利用を禁止しているサービスの提供や物品の販売を行わないよう、十分に注意すること。
- (2) 配布された掲出物等をわかりやすい場所に掲示し、参加店舗であることを明示すること。
- (3) 独自にポイントの利用対象外にしたい商品やサービスがある場合は、店頭に明示すること。
- (4) ポイント利用時、利用者のスマートフォン画面に「店舗名」、「日時」、「利用ポイント」が表示されます。この際、必ず自分の店舗名が表示されていることを確認すること。なお、消費者に不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否し、その旨を商工会に連絡すること。
- (5) 町からの確認や指示（立ち入り検査への対応を含む）に、誠意をもって対応すること。
- (6) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに商工会へ届け出ること。
- (7) 事業の実施に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、参加店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (8) 以下に該当する場合、精算の停止や参加店舗登録の取消を行う場合があります。
 - ① 登録申請内容に虚偽、不備及び不正等があった場合
 - ② 公序良俗に反する営業を行っている実態が認められた場合
 - ③ 本事業に関する要領及び要項に違反する行為が認められた場合
 - ④ その他の事情により、町が精算の停止や登録取消を要すると判断した場合

7 ポイント利用に関する注意事項

- (1) ポイントと現金を交換しないこと。
- (2) ポイントの利用期間は令和7年10月1日（水）から令和8年2月28日（土）までとなります。
- (3) 決済金額より多いポイントの利用を認めないこと。また、こうした利用に対して、釣り銭を渡さないこと。
- (4) 現金等、他の支払方法とポイントの併用は差し支えありません（決済方法の指定はありません）。
- (5) QRコードの盗難・紛失が発生した場合は速やかに商工会へ届け出ること。

8 ポイントの精算

(1) 精算手続

ポイントの利用実績はアプリを通じて自動的に集計されます。月に1回、集計された利用実績に基づき、各参加店の指定口座に精算額を振り込みます（請求等の手続きは不要です）。

なお、精算及び振込に関する手数料は丸森町が負担します（店舗側の負担はありません）。

(2) 精算の期日

各月1日から月末日までに利用されたポイントに相当する金額が、原則として翌月15日に支払われます。15日が休日の場合はその直前営業日になります。

(3) 精算額の確認

各店舗のポイント利用及び振込状況は、参加店向け専用サイトで随時確認できます（インターネット環境が必要です）。なお、精算に当たっては郵送による通知は実施しません。

9 その他

- (1) ポイントの取扱方法等、作業手順の詳細については、参加店舗登録後に送付するマニュアルを参照してください。
- (2) ポイント利用者に不利益を与える行為や、町に対して損害を与える行為等を行った場合は、精算の停止、参加店舗登録の取消を行うほか、損害賠償を求める場合があります。
- (3) 本要項に記載のない、もしくは定めのない事項に関しては、丸森町がその都度対応を決定します。